

南西諸島島嶼社会における女性靈性の民俗学的研究

徳丸 亞木

要 旨

本報告では、沖縄県宮古郡伊良部島におけるツカサ制度の調査研究を通じて、南西諸島島嶼社会における女性司祭制度の実態を、ツカサが伝える伝承やウガンノート等の資料に基づいて明らかになし、女性の誕生から死に至るまでの年齢階梯各段階に応じた女性靈性の発現のありかたと、各段階における社会的役割とを考察する事を目的とする。

キーワード：ツカサ，ウガンノート，女性司祭制度，女性靈性，年齢階梯

A FOLKLORE STUDY OF THE WOMEN'S SPIRITUAL PARTS ON AN ISLAND'S SOCIETY OF THE SOUTHWEST ISLANDS, JAPAN

Aki TOKUMARU

Abstract

This study aimed at explain the actual conditions of the systems concerned with "Tukasa" - the female priests in the southwest islands, japan and study the expressions women's spiritual parts and functions in respective age-grade based on Tukasa's oral traditions and "Ugan-note".

Key words: Tukasa, Ugan-note, Systems of the female priests, Women's spiritual parts, Age-grade system

女性靈性と女性司祭 民俗学、文化人類学においては女性靈性（民俗社会において女性が有すると信じられている靈的資質）に基づく様々な信仰事象をその研究対象の一つとしてきた。特に南西諸島はオナリ神信仰（姉、または妹が靈的にその男性兄弟を庇護するとした信仰）が一般的に展開する地域でもある。琉球王朝成立以降、その支配領域ではノロ制度が確立し、集落の中心聖地たる御嶽の祭祀や、共同体単位の年中行事などは女性司祭によって司られた。明治期に至り、琉球王朝の解体により公的制度としてのノロ制度は失われたが、南西諸島の一部では現在も、御嶽の祭祀などを中心として女性司祭の伝統が守られ、ユタなど女性シャーマンの活動も活発に継続されている。

伊良部島のツカサ制度 沖縄県宮古郡伊良部島各集落においては、現在においても（御嶽によっては数年前まで）、女性司祭によって共同体単位や族縁単位で御嶽が祭祀されている。沿海に位置し漁業が盛んな佐良浜地区においては、村御嶽としてウハルズ御嶽が祭祀されており、ツカサ（司）、ツカサンマと称される女性司祭が、上位世代の女性達によって、下位世代の女性達から3年の任期で選出されて来た。

佐良浜地区は、池間島からの移住民によって形成されたと伝承される池間添と、後に形成されたとされる前里添とに二分されているが、ツカサ3名は、各添毎に選出される。ツカサは、表1に示すごとく、最高位のツカサたるフンマの他、カカランマ、ナカンマと称される2名の補助役からなり、この他、前ツカサを勤めた女性達がアニンマとして現ツカ

サ達の後見人役を務める。なお、2地区の内、池間添が優位にあるとされ、計6名のツカサ達の中心となるのは池間添のフンマである。

表1. 佐良浜のウハルズ御嶽(村御嶽)に関わるツカサ
(他の里御嶽には各別にツカサが定められる)

池間添(ナカムラ, 上位)	前里添(ホンムラ, 下位)
アニンマ(後見人, 3名)	アニンマ(同左)
フンマ(最高位のツカサ, 1名)	フンマ(同左)
カカランマ(フンマの補佐役, 1名)	カカランマ(同左)
ナカンマ(フンマの使い, 荷物持1名)	ナカンマ(同左)

ツカサに就任出来るのは、佐良浜生まれの現居住者で旧暦9月のユークイで帳簿に記載された年齢47歳～55歳(ナカムラでは57歳)までの夫婦とも健康で子のある女性である。12月のイドニガイ当日池間添スミジャー(遙拝所)で籤を行って決定し、12月末日のヒューイに引き継ぐ。旧正月までにカンニガイ(神)願いのウタを暗記する。籤で当たる前に、本人か家族に夢見でシラセがあると言う。ツカサの任にあたる女性司祭は、表2に示すウハルズ御嶽の祭祀に必要な儀礼手順や祝詞などを完全に暗記する必要がある。

この表は、かつてツカサを務めたN女史が作成した自筆のウガンノート(ウハルズ御嶽の年中行事祭式と神唄を記したもの)から作成した。表に記した行事の他、各月一日にはツイタチニガイが行われる。また、個人のクライアガイニガイ(位上がり願い)や選挙の当選ニガイも年度によっては行われている。アニンマを隠居する年の8月にはクライアガリの祝いが後輩のツカサによって行われる(なお伊良部村役場『伊良部村史』昭和53年では、フンマが関わるものとして58のニガイが報告されている)。

表2. ウガンノートに見るツカサの関わる共同体年中行事(伊良部佐良浜N女史)

月日(旧)	行事名	ニガイの目的
1月24日	マビトダミニガイ	集落内健康安全の願い
1月26日	カリウスダミーニガイ	航海安全の願い
1月28日	ウホユダミニガイ	豊作・豊年の願い
1月29日	ツイタチニガイ	毎月1日に行う願い
2月4日	マビトダミカサンバン	重ねてウフユを求める願い
2月7日	カリウスダミカサンバン	重ねて航海安全を求める願い
2月9日	イドニガイ	井戸の願い
2月11日	ムシヌヌンニガイ	畑から虫を採って海に流す願い
2月13日	ハマニガイ	豚を屠殺し頭を海に献ずる願い
2月25日	セイトガンニガイ	小学校・中学校の安全を祈願する願い
3月5日	スマカリユウニガイ	旅人の健康を祈願する願い
3月7日	オヨギニガイ	水泳の安全の願い
3月15日	タビカリユウニガイ	不明
3月19日	ウホユダミヌカサンバン	豊作・豊年の重ねた願い
3月23日	マヌバンムツ	赤豆・黒豆の豊作の願い
3月24日	ムズヌバンムツ	麦の豊作の願い
3月27日	カサヌバンニガイ	疱疹が軽く済むことを祈願する願い
4月15日	サンバシニガイ	栈橋の願い
5月4日	ハアリヌフシアキ	ハーリー祭(船競争)安全祈願の願い
5月14日	イモノバンムツ	芋の豊作の願い
5月20日	タイリョニガイ	大漁の願い
5月24日	キビニガイ	黍の豊作の願い

5月26日	ハナヒシダミニガイ	風邪を除ける願い
6月16日	アワビニウイ	粟の豊作の願い（3日間一睡もせず願う）
8月9日	ウホンマクライアガイニガイ	ホンマの位が高まったのを祝う願い
8月22日	ウホンマダツナウイニガイ	本村・中村のホンマ共同で行う願い
8月26日	パンプトツニガイ	願降ろしの願い
9月2日	ミヤクズツアラビ	男性の祭り
9月16日	ユウクイ	女性の祭り
10月1日	ヒヤズニガイ	伊良部のヒヤーズ（ウガンジョ）の願い
10月10日	ヒヤアズニガイ	ヒユイトリ（日取り取り）
10月16日	イモビニユイウサギ	芋のミキを捧げる願い
10月22日	ヒヤアズ	願い立て
10月中	マキニガイ	牧の願い
11月7日	ダツナウイニガイ	今年の願いの成就を感謝する願い
11月11日	ハマニガイ	春のハマニガイの成就を感謝する願い
11月12日	トマイニガイ	出稼ぎで島外に泊まる男性を守る願い
12月16日	カエルニガ	司が草を被り杖をついて家々を巡りの悪いものを追い出す願い
12月22日	イドニガイ	井戸の願いの成就を感謝する願い

更に、ツカサに就任した女性は表3に示すごとく日常生活でも厳しくその行動を制限される。

表3．ツカサに関わる禁忌一覧

1	フンマはシマから出てはいけない。
2	フンマはシマの外を意識的に見えてはいけない。クバガサを被る。
3	ツカサ以外に仕事をしてはいけない（家事労働を除く）。
4	毎朝3時、ウハルズ御嶽に行き御嶽と東方を遙拝する。
5	フンマが外を歩く時には必ず両手の平を上に向けて歩く。
6	頭上運搬をしてはいけない。タオル等を掛けてもいけない。
7	必ず簪をさす（キダヌキー＝フンマ、銀制簪＝下位のツカサ）。
8	髪を切ってはいけない。
9	フンマは外を歩く時は白い服を着る。赤いものを身に付けてはいけない。
10	フンマの袖に他人がふれてはいけない。
11	雨具を身に着けてはいけない。
12	結婚式、葬式、出産のあった家へ行ってはいけない。
13	フンマは一門墓には入らない（別に墓を作る）。
14	ツカサが6人揃わないと自動車には乗れない。
15	ツカサが揃ったら常にフンマ指示し、下位のツカサはそれに従う。下位のツカサはフンマの右を歩けない。
16	フンマの家はカミの家であるから、常に清浄にし、悪い言葉を使わない。
17	フンマが夫と性行為をした後は、身を清めた後、マウを拝む。

これらの禁忌には、現在守られていないものも含まれている。

伊良部島における女性の年齢階梯と女性霊性に関わる社会的役割 ここで、佐良浜在住のある女性のライフヒストリー資料から、同集落女性の年齢階梯各段階における女性霊性

に関わる役割を表4として整理した。

表4. 各世代における女性の宗教的役割の一例（伊良部佐良浜）

幼年期	誕生 無経期	10日目までの死者はアクマとなる 漁船の船霊への毛髪提供 (無経期少女の靈的資質による豊漁への期待)
青年期	初潮	↓ 中止 (オナリの觀念に基づく男性兄弟への靈的守護)
	婚姻 ユミサーイ 出産 育児	(カミダリー→ユタ・モノシリ)
主婦期		夫の漁船のニガインマ (夫婦関係を軸にした靈的守護の期待) マウ(個人・夫婦神)・火の神等イエの カミ, 祖先の祭祀によるイエの守護
老年期	47歳~57歳	ユークインマ(10年間) マウによる予兆(夢見) ウハルズ御嶽ツカサ(共同体の司祭者) への就任(3年間) 仕事からの引退(家事労働を除く) 日常生活における禁忌の厳守 アニンマからの指導 ウハルズ御嶽の祭祀 共同体におけるウガンの実施
	閉経	アニンマ(ツカサの指導役)への就任(3年間) クライアガイニガイ(靈的な位の上昇) 共同体の女性達の後見人的立場
	死	一門墓(父系出自単位)とは別個に埋葬 (フンマのみ)

オナリの觀念に基づく男性兄弟への靈的守護の機能など、生涯を通じてのものや、カミダリーに始まる成巫過程を経てユタとなる女性の例などを除くと、同集落において女性靈性が顕著に発揮されるとする年齢階梯各段階の社会的役割として次のものをあげる事ができる。1). 無経期における遠洋漁船のフナダマへの毛髪提供。2). 主婦期におけるマウ(自然石・珊瑚などを神体として屋内に祀られる個人・夫婦の守護神)や火の神, 祖先の祭祀。3). 夫が所有する漁船のニガインマ。4). 47~57歳にあたるユークインマの段階への以降と、その期間におけるツカサ職への選抜と就任。5). ツカサを退任した後の後見人であるアニンマへの就任。

無経期における遠洋漁船のフナダマへの毛髪提供は、初潮前の少女の靈的資質が豊漁を招くとする信仰に基づくものであり、この習俗は、鹿児島県南部の他、八丈島や三陸地方など本土の鯉漁漁民など遠洋への出漁漁民社会を中心として見られるものである。揖宿郡坊津町、および枕崎市など鯉漁を漁労活動の中心とした出漁漁民社会においては、豊漁を

招くと信じられている初潮前の少女の毛髪や、彼女が密かに作製した人形を、その船に込めて、その少女の霊性の庇護の下、大漁を願う習俗がごく近年においても見られた。伊良部島の鯉漁が開始される明治期において、その技術導入には鹿児島県人が関わったとされる(『伊良部村史』735頁)。伊良部佐良浜地区のフナダマに関する伝承は本土側出漁漁民社会のそれと類似する部分が多く、鯉漁技術の移入に伴い本土側出漁漁民社会における女性霊性観念とそれに伴うフナダマ祭祀習俗が移入された可能性がある。

夫が所有する漁船のニガインマとしての役割も漁労に女性の霊性が関わるとする観念に基づくものと言えるが、前述の1)の場合は、毛髪提供者たる少女と船主との血縁関係が必ずしも必要とされず、豊漁を招く霊力があるか否かにより少女が任意に選ばれ、不漁の際には毛髪提供者を変更する傾向が見られるのに対して、ニガインマの場合は、夫・妻関係がまず前提としてあり、妻が夫の船の安寧・豊漁の願を立てる形でニガイの儀礼が行われる(このニガイの執行には集落在住のユタが関わる)。

主婦期における家の神祭祀は、家の司祭者としての役割を主婦が負う形を取る。当地域には父系出自集団が構成されており、男性原理による社会結合、系譜観念が示されるが、同時にユミサーイと称される足入れ婚もみられ、家父長制度下の社会に比較して女性の婚家からの拘束は弱い物と考えられる。女性の婚姻に際しては、むしろ主体的な夫・妻関係に基づく婚家への帰属が行われている様に思われる。

47～57歳にあたるユークインマの段階において、女性は社会的にも承認された特殊な年齢階梯段階へ移入する。ツカサとして選出されるのは、この時期にある女性に限られ、選出された女性は、共同体の女性司祭として活動し、通常的女性の社会的な役割からは離れる事となる。ただし、この役割はその女性の家族員、特に夫の理解と背後からの援助が無くては不可能なものとも考えられてもいる。ツカサの役目に就くと先に述べたごとく日常生活に様々な規制を受け、かつ責任も重大な為、近年集落の若い主婦達は、上位世代が就任を求めてもそれを忌避する傾向があり、平成12年の段階で、フナマとして選ばれた女性の就任拒否によりウマルズ御嶽の祭祀は行えなくなっており、その制度は崩壊の危機にあるとも言える。しかし、女性司祭を勤める事は、かつては集落において下位世代から上位世代へと移行する重要なイニシエーションでもあった。

ツカサを退任した後はアニンマを三年間務めるが、その退任の祝いであるクライアガイニガイは、ツカサを務めた女性の霊的な位が上昇した事に対する祝いであるとされ、特にフナマを務めた女性の霊性は共同体全体から特別なものとしての承認を生涯に渡って得る事になる。この地域の墓制は、父系出自集団単位の一門墓の形態をとるが、フナマは死後一門墓には入れられず、別個に墓を設けて埋葬される。そこからはフナマが父系出自集団に婚姻により帰属した「嫁」の立場から離脱し、高い霊性を獲得した共同体全体の司祭者としての立場を死後も継続する事が示されている様に思われる。

また、フナマに対する尊敬の念は単に、精神的な側面のみに限られるのではない。例えば婦人会活動や生活改善運動等の社会活動において、ツカサを退任した女性達はリーダー的な役割を積極的に務め信頼を集めている点も留意される。

小括 以上、伊良部島におけるツカサ制度と、女性の年齢階梯各段階における女性霊性に関わる社会的役割について簡略に報告した。未だ不十分な調査であり、今後の調査課題を示したにすぎない報告であるが、同島の女性霊性に関わる社会的役割については、ユタなど宗教的職能者の例を除くと、大まかに以下の6点に類別出来る。

- 1). 初潮前少女の霊的資質に基づくフナダマへの毛髪提供による霊的庇護の役割。
- 2). オナリの男性兄弟に対する霊的庇護の役割。
- 3). 妻の夫に対する霊的庇護の役割。
- 4). 婚姻後の婚家家の神の司祭者としての役割。

5). ツカサとしての村御嶽の司祭者としての、共同体全体への靈的庇護の役割 .

6). アニマ退任以降の靈的資質の昇華と現役世代の後見人的役割 .

以降の調査では、これら女性靈性の觀念を支える社会的背景と、父系出自集団など男性原理との対応関係についても考察を進めたい .